

第2 日弁連の財務について

1 日弁連の財政の問題点

一般会員には、定時総会の資料添付の予算・決算資料が送付される。直近では、2017（平成29）年5月26日、東京で行われた第68回定時総会の資料である2016（平成28）年度決算報告書（一般会計・特別会計）及び2017（平成29）年度予算案（一般会計・特別会計）が送付されている。しかしながら、一般会員が、決算報告書を読んで、日弁連の財政の問題点を理解するのはかなり難しいものと思われる。その原因は、日弁連監事は、財政を監査するだけであり、業務監査を含まない点にある。他方、東弁監事は、財政を監査するだけでなく、業務監査も含まれると解されている。それ故、東弁監事は、決算に関して監事意見を述べるようになっており、毎年の定時総会の資料に監事意見書を掲載している。この監事意見書を読むことにより、一般会員でも、東弁が抱える財政に関する問題点を容易に理解できる。

日弁連の財政について関心のある会員の先生方には、前記の2016（平成28）年度決算報告書及び2017（平成29）年度予算案を見て頂きたいが、以下、収入と支出について、ポイントを指摘することとする。

2 一般会計の状況

日弁連の2016（平成28）年度決算（2017〔平成29〕年3月末日）によると、前期繰越金40億4,295円を除く、当年度の収入は53億5,241万円であった（うち、会費収入は51億1,436万円）。他方、支出は51億8,648万円であり、2016（平成28）年度決算の当期収支差額は1億6,592万円の黒字となった。その結果、次期繰越金は42億0,888万円である。

(1) 収入

弁護士の増加に伴い、収入の大部分を占める会費収入が増加傾向にあったため、2016（平成28）年4月1日から月額12,400円（一般）、修習終了後2年未満は月額6,200円に減額した。そのため、2016（平成28）年度決算での会費収入は51億1,436万円であった。この会費収入の金額は、2016（平成28）年度予算での会費収入50億3,551万円を上回った。

したがって、今後数年は上記の会費（一般が月額12,400円、修習終了後2年未満は月額6,200円）が維持されるものと思われるが、今後の司法試験合格者の推移により、会費収入の増加は緩やかになり、いずれ減少に転じるようなことはあれば、会費の値上げの問題に直面する可能性があり得ることは銘記する必要がある。

(2) 支出

支出の項目は多岐にわたるが、ここでは委員会について見ることにする。

委員会費の予算は10億7,545円であるのに対し、支出は9億3,008円であり、1億4,536円の予算残となった。予算の執行率は約86.5%である。東弁の委員会執行率が70%を下回るのと比較すると、日弁連の委員会が活発に行われていることが分かる。また、支出超過の委員会が17委員会あり、科目内流用で対処しているが、執行率が100%を超える原因は、委員会の出席率が高かったことによる旅費の超過である。なお、日弁連刑事弁護センターについては、改正刑事訴訟法に関する全国一斉基礎研修を実施するため、経理委員会の承認を得て、予備経費から1,000万円を充当した。

なお、予備費として1億円を計上していたが、支出しなかった。

3 特別会計の状況

以下、主な特別会計の状況について述べる。なお、比較可能性の見地から、昨年度と同様の特別会計を取り上げた。

(1) 会館特別会計

2016（平成28）年度決算によれば、収入は、一般会計からの繰入金3億4,113万円、テナントなどの運営諸収入2,468万円及び利息収入249万円、収入合計3億6,831万円となっている。これに対し、支出合計は5億5,531万円であり、2016（平成28）年度の収支差額は1億8,701万円の赤字となっている。この金額に、投資活動の収支を加味すると、繰越金は48億8,009万円となった。

(2) 災害復興支援基金特別会計

日弁連は東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部を設置して、被災者の支援及び被災地の復興支援に取り組んでいる。

2016（平成28）年度決算によれば、同年度の収入は、同年4月熊本地震の発生を受けて義捐金を募ったため寄付金は963万円であった。

支出は合計4,799万円で、その内訳は、会議旅費・被災地などへの出張旅費並びに被災地弁護士会に対する補助金等である。次期繰越金は8,952万円となり、前年度1億2,772円から3,820万円減少した。

東日本大震災に生活再建、復興もまだ道半ばであり、昨年度は熊本地震も起きた。また、今後、いついかなる災害が起こるかも知れず、十分な支援活動に取り組むためにも財政的基盤を確固たるものにしておく必要がある。

(3) 法律援助基金会計

本会計は、日本司法支援センターに対する委託業務に関する収支などを管理する特別会計である。2016（平成28）年度決算によれば、収入は、特別会費収入4億6,957万円（月額会費1,100円）、贖罪寄附金などの寄附金収入が5,762万円、一般会計からの繰入金1億1,000万円などの合計6億3,719万円である。

支出は、委託事業費などで5億7,087万円であり、当期収支差額は6,631万円の黒字で、次期繰越金は9億0,264万円（昨年度の次期繰越金は8億3,633万円）となっている。

(4) 少年・刑事財政基金会計

2016（平成28）年度決算によれば、収入は、特別会費収入14億0,865万円（月額会費3,300円）である。これに対し、支出は、初回接見費・初回接見通訳費・刑事被疑者弁護援助委託事業費、少年保護事件付添援助委託事業費などの合計12億5,131万円であった。その結果、単年度収支は、1億5,733万円の黒字であり、次期繰越金は4億9,078万円（昨年度は3億3,345万円）に増額した。

本特別会計は黒字であり、繰越金が増額していることから、特別会費の減額が期待されるころではあるが、法律援助基金会計とともに、これらの援助事業の国費化拡大に向けての日弁連・各単体会挙げての積極的な運動が必要である。

(5) 日弁連ひまわり基金会計

2016（平成28）年3月で弁護士過疎・遍在対策のための特別会費（月額会費600円）の徴収が終了したため、2016（平成28）年度からは、会員1人当たり月額500円相当を一般会計から繰り入れることとした。そこで、収入は、一般会計からの繰入金で2億8,049万円（月額会費500円）で、支出は、過疎地の法律相談センター維持費、公設事務所維持費用などの合計2億5,453万円であった。当期収支差額は2,595万円の黒字となり、次期繰越金は12億1,579万円となっている。

4 日弁連財務全体について

以上のように、一般会計については、会費の減額により、今後減少の可能性がある。他方で、特別会計は繰越金が増加傾向にあるもの、減少傾向にあるものもある。そこで、財政の健全化の見地から、適正な一般会費や特別会費の額を検討しながら（減額のみならず、将来的には増額もあり得る）、各特別会計の目的を踏まえて将来の予測を立て、適切な予算措置がなされるよう期待したい。

最後に、日弁連執行部には、一般会員が日弁連の財政に関心を持ち、検討をするためにも、財政の明瞭化、また、会員に対する財政に関する情報の開示を期待したい。そのためにも、日弁連監事の権限の拡大を検討されたい。